

# 運転免許証への旧姓併記について

令和元年12月1日から、御希望に応じて運転免許証に旧姓を併記できるようになります。

## お持ちの運転免許証に旧姓を併記する場合

下図のとおり、運転免許証裏面の備考欄に「旧姓を使用したフルネーム」が記載されます。

|        |                        |              |
|--------|------------------------|--------------|
| 氏名     | 日本花子                   | 昭和61年 5月 1日生 |
| 住所     | 東京都千代田区霞が関2-1-2        |              |
| 交付     | 令和01年05月07日 12345      |              |
| 有効期限   | 2024年(令和06年)06月01日まで有効 |              |
| 免許の条件等 | 眼鏡等                    |              |
| 優良     | 見本                     |              |
| 番号     | 第 012345678900 号       |              |
| 二種     | 平成15年04月01日            | 種別           |
| 他      | 平成17年06月01日            | 種別           |
| 二種     | 平成29年08月01日            | 種別           |

|    |  |
|----|--|
| 備考 | 旧姓を使用した氏名：東京花子 <input type="checkbox"/> 公委 |
|----|--|

以下の部分を使用して臓器提供に関する意思を表示することができます(記入は自由です)。記入する場合は、1から3までのいずれかの番号を○で囲んでください。

- 私は、脳死後及び心臓が停止した死後のいずれでも、移植のために臓器を提供します。
- 私は、心臓が停止した死後に限り、移植のために臓器を提供します。
- 私は、臓器を提供しません。

(1又は2を選んだ方で、提供したくない臓器があれば、×をつけてください。)  
【心臓・肺・肝臓・腎(じん)臓・脾(すい)臓・小腸・眼球】

〔特記欄： 〕 (自筆署名) \_\_\_\_\_ 年 月 日  
(署名年月日)

変更手続きに手数料はかかりません。  
(更新等を待たずに表面への記載を希望される場合は再交付手数料として別途2,250円がかかります。)

## 新しい運転免許証の交付を受ける場合

下図のとおり、運転免許証表面の氏名欄に「旧姓を使用したフルネーム」が記載されます。

|        |                                    |              |
|--------|------------------------------------|--------------|
| 氏名     | 日本花子 <input type="checkbox"/> 東京花子 | 昭和61年 5月 1日生 |
| 住所     | 東京都千代田区霞が関2-1-2                    |              |
| 交付     | 令和01年05月07日 12345                  |              |
| 有効期限   | 2024年(令和06年)06月01日まで有効             |              |
| 免許の条件等 | 眼鏡等                                |              |
| 優良     | 見本                                 |              |
| 番号     | 第 012345678900 号                   |              |
| 二種     | 平成15年04月01日                        | 種別           |
| 他      | 平成17年06月01日                        | 種別           |
| 二種     | 平成29年08月01日                        | 種別           |

|    |   |
|----|---|
| 備考 | 氏名欄の括弧内は旧姓を使用した氏名 <input type="checkbox"/> 公委 |
|----|---|

以下の部分を使用して臓器提供に関する意思を表示することができます(記入は自由です)。記入する場合は、1から3までのいずれかの番号を○で囲んでください。

- 私は、脳死後及び心臓が停止した死後のいずれでも、移植のために臓器を提供します。
- 私は、心臓が停止した死後に限り、移植のために臓器を提供します。
- 私は、臓器を提供しません。

(1又は2を選んだ方で、提供したくない臓器があれば、×をつけてください。)  
【心臓・肺・肝臓・腎(じん)臓・脾(すい)臓・小腸・眼球】

〔特記欄： 〕 (自筆署名) \_\_\_\_\_ 年 月 日  
(署名年月日)

[ ]で囲まれている部分が、旧姓を使用した氏名です。

再交付の場合は2,250円の手数料がかかります。

以下のいずれかの書類をお持ちの上、お近くの運転免許センター等へお越しください。

○ 本籍及び旧姓(旧氏欄に記載されたものに限ります)の記載された住民票(発行日から6か月以内のもので個人番号(マイナンバー)の記載がないもの)

○ 旧姓(旧氏)が併記されたマイナンバーカード

なお、お持ちの運転免許証に旧姓(旧氏)を併記する手続は、各運転免許センター及び全警察署交通課で行えますが、新しい運転免許証の交付を受ける場合(再交付申請)は、各運転免許センター、気仙沼警察署・南三陸警察署交通課のみで行います。

※ 詳しくは、お近くの運転免許センター・各警察署交通課にお問い合わせください。

